

質 問	回 答
<p>「保育所の設置・運営事業者募集要項」より、 6 施設整備の条件、(3)建設費にかかる補助金②に「実施設計業者及び施工業者との契約は国からの補助金の内示通知後に行うこと」とありますが、実施設計業者は入札で選定しなければならないのでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。 市町村が事業者に対して助成金により補助する場合には、事業を行うために締結する契約について、一般競争入札に付するなど、市町村が行う契約事務の取扱いに準拠しなければならないことを条件に付さなければならないとされています。</p>
<p>実施設計業者が入札にて選定の場合、基本設計業者は入札不要でしょうか。</p>	<p>基本設計に対しては補助の対象外となりますので、実施の有無及び事業者の選定方法については任意とします。</p>
<p>施工業者の入札に関しては「天理市建設工事請負選定要綱」及び、「天理市建設工事請負業者資格審査要綱第10条に基づく格付け」を参考に天理市登録業者より選定すればよろしいでしょうか？ 又、設計業者の入札に際し選定基準等ありましたら後教授願います。</p>	<p>お見込みのとおりです。 要綱等は、天理市のホームページに掲載していますので参考にしてください。 また、本市において設計業者の入札に際し一般競争入札及び指名競争入札にかかる選定基準等は設けていませんが、一般的には ①地域性の考慮 ②同種工事にかかる設計実績 ③事業者選定の際に一定の基準を設けた公平性の担保 を考慮してください。</p>